【規程番号　神女短Ｖ－001】

神戸女子短期大学長期履修学生に関する取扱い規程

（目　的）

第１条　この規程は、神戸女子短期大学学則第３条の２の規定に基づき、長期履修学生に関して必要な事項を定める。

（長期履修の申請）

第２条　長期履修を希望する者は、出願の際に長期履修学生登録申請書により申請し、学長の承認を得なければならない。

２　長期履修学生となることを認められた者には、長期履修学生登録許可書を交付する。

３　入学後の長期履修学生への申請は原則認められない。

（修業年限）

第３条　長期履修学生の修業年限は３年とする。

２　前項の修業年限を超えて在学する場合は、長期履修学生に関する取扱いは適用されない。

３　休学期間は長期履修期間及び在学期間に算入しない。

４　修業年限の短縮は認められない。

（履修登録単位数の上限）

第４条　長期履修学生は 1 年間に 33 単位を超えて履修することはできない。ただし、次の各号　に掲げる科目においてはこの限りではない。

(1) 卒業要件単位に含まない科目

(2) 学外実習関連科目

(3) 海外語学演習

(4) 単位認定科目

(5) 再履修科目

(6) 保育士資格取得に関する科目（ただし、幼稚園教諭二種免許状取得に関する科目を除く）

（学納金）

第５条　長期履修学生の学納金は別に定める。

（補則）

第６条　長期履修学生については、この規程に定めるもののほか、本学の学則を準用し、その他必要な事項は部局長等会議の意見を聴き学長が決定する。ただし、学長は、決定に当たり教授会の意見を聴くことができる。

（規程の改廃）

第７条　この規程の改廃は、部局長等会議の意見を聴き学長が行う。ただし、学長は、改廃に当たり教授会の意見を聴くことができる。

附　則

この規程は、令和６年４月１日から施行する。

【規程番号　神女短Ｖ－002】

神戸女子短期大学学位規程

（目的）

第１条　この規程は、学位規則（昭和 28 年文部省令第 9 号）第 13 条及び神戸女子短期大学学則（以下「学則」という。）第 26 条の規定に基づき、神戸女子短期大学（以下「本学」という。）において授与する学位について必要な事項を定めるものである。

（付記する専攻分野）

第２条　本学において授与する学位は短期大学士とし、付記する専攻分野の名称は次のとおりとする。

総合生活学、食物栄養学、幼児教育学

（学位授与の要件）

第３条　短期大学士の学位は、学則第 26 条の規定に基づき、本学を卒業した者に授与する。

（学位の授与）

第４条　教授会は、卒業を認定したときは、その結果を文書により学長に報告しなければならない。

２　学長は、前項の報告に基づき、学位を授与し、学位記を交付するものとする。

（学位の名称）

第５条　本学の学位を授与された者が、その学位の名称を用いるときは、「神戸女子短期大学」と付記するものとする。

（学位授与の取消）

第６条　学長は、学位を授与された者が、不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したとき、又はその名誉を汚辱する行為があったときは、部局長等会議の意見を聴き当該学位を取消すことができる。

２　学長は、前項の規定に基づき当該学位を取消したときは、学位記を返還させ、かつ、その旨を公表するものとする。

（規程の改廃）

第７条　この規程の改廃は、部局長等会議の意見を聴き学長が行う。ただし、学長は、改廃に当たり教授会の意見を聴くことができる。

附　則

この学則は、平成 18 年 1 月 12 日から施行する。

附　則

１　この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

２　この規程施行の際、現に初等教育学科に在学する学生については、なお従前の例による。

附　則

この学則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この学則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

神戸女子短期大学履修規程

（目　的）

第１条　この規程は、神戸女子短期大学学則（以下「学則」という。）第 20 条、第 21 条、第 22 条及び第 23 条の規定に基づき、授業科目履修、試験及び学修の評価等の取扱いに関して必要な事項を定める。

（授業科目）

第２条　本学における授業科目は、学則第 18 条及び第 19 条に定められたものとする。

（授業時間）

第３条　授業時間は、1 日 5 時限制とし、別に定める時間のとおりとする。

２　授業時間は、1 時限を 105 分とし、授業科目の単位の算定にあたっては、第 4 条第 4 項により計算する。

（単位の計算方法）

第４条　授業科目の単位は、学則第 20 条の規定に基づき計算するものとする。

２　演習については、30 時間の授業をもって 1 単位とすることを原則とする。ただし、別表に定める授業科目については 15 時間の授業をもって 1 単位とする。

３　実験、実習及び実技については、45 時間の授業をもって 1 単位とすることを原則とする。ただし、これによらない授業科目とその単位の計算方法については、別表に定めるとおりとする。

４　単位数を計算する際の授業時間数は、実時間 45 分を 1 時間とみなして計算する。

（授業科目の履修）

第５条　学生は、履修しようとする授業科目を、学則第 21 条の定めるところにより、所定の手続きに従い届け出なければならない。

２　既に単位を修得した授業科目を、再び履修することはできない。

３　授業科目によっては、受講者数を制限することがある。また、受講者数が著しく少ない場合、その授業科目によっては不開講となることがある。なお、不開講科目の指定については別に定める。

（履修登録単位数の上限）

第６条　1 年間に履修登録できる単位数の上限は、各学科の定めるところによる。

２　次の各号に掲げる科目の単位については、履修登録単位数の上限に含めないものとする。

（1）卒業要件単位に含まない科目

（2）学外実習関連科目

（3）海外語学演習

（4）単位認定科目

（5）再履修科目

（6）保育士資格取得に関する科目（ただし、幼稚園教諭二種免許状取得に関する科目を除く）

３　前項の規定にかかわらず、1 年次後期以降において直前半期の GPA が次の各号に該当する者は、履修登録単位数の上限を超えて履修登録することができる。

（1）直前半期の GPA が 2.5 以上 3.0 未満の学生は 2 単位まで

（2）直前半期の GPA が 3.0 以上の学生は 6 単位まで

（欠席の取扱）

第７条　学生は第５条により履修の届出を行った授業科目に出席しなければならない。

２　病気又はその他やむを得ない事由により授業科目を欠席するときは、所定の手続きに従い届け出なければならない。

３　次の各号の一に該当する事由により授業科目を欠席する場合は、これを欠席として扱わない。

（1）服喪（３親等まで）として別に定める日数

（2）学校保健安全法第 19 条に定める出席停止又はこれに類する措置を大学が指示した場合

（3）特別な事情により大学が出席不能と判断し自宅待機等を指示した場合

（履修の取消）

第８条　他の学生に迷惑の及ぶ行為のあった場合、その他履修に支障があると判断した場合は、当該授業科目の履修を取り消すことがある。

（単位認定の方法）

第９条　学則第 22 条に基づき、授業科目を履修し、指定された試験に合格した者に対して単位を認定する。

２　前項の試験は、実技あるいは課題提出等をもってこれに代える場合がある。

３　原則として各期それぞれの出席が授業回数の 3 分の 2 に満たない場合は、当該授業科目の単位は認定しない。

（学修の評価）

第 10 条　学修の評価は、試験の成績又はあらかじめ示された評価方法により判定される。

２　評価は、評点により、授業科目ごとに次のとおり表す。

評点の範囲	評価	GP	判定
90 点以上	秀	4	合　格
80 点以上，90 点未満	優	3	
70 点以上，80 点未満	良	2	
60 点以上，70 点未満	可	1	
60 点未満	不可	0	不合格

（試験）

第 11 条　第９条に定める試験のうち、所定回数の授業終了後に実施するものは、次の各号により取り扱う。

（1）試験は、100 点法で採点し、その得点を学修の評価の資料とする。

（2）試験は、各期おおむね次の時期に行う。

前期　７月から８月　　後期　１月から２月

（受験資格）

第 12 条　次の各号の一に該当する者には、試験の受験資格が与えられない。

（1）試験科目の履修登録をしていない者

（2）第９条第３項に該当する者

（3）授業料その他の学納金未納の者

（受験心得）

第 13 条　試験の受験に際しては、あらかじめ各授業科目で定められた方法、時間及び別に定める受験心得を厳正に守るものとし、試験場においては、試験監督者の指示に従わなければならない。

（追試験）

第 14 条　試験を、次の各号の一に該当する事由により欠席した者は、本人の申請により、所定の手続きを経て追試験を受験することができる。

(1) 第 7 条第 3 項に該当する事由

(2) 学外実習

(3) 進学・就職試験

(4) 天災、公共交通機関の事故、不慮の事故及びその他やむを得ない事由

(5) 入院・治療を要する病気や負傷

(6) その他正当な理由として授業担当教員が判断したもの

2　追試験を受験しようとする者は、欠席事由を証明する書類を、授業担当教員の定める期日までに授業担当教員に提出しなければならない。

3　追試験は、次の各号により取り扱う。

(1) 欠席の事由が第 1 項第 1 号、第 2 号、第 3 号又は第 4 号に該当する場合は、試験の取扱いに準ずる。

(2) 欠席の事由が第 1 項第 5 号、第 6 号に該当する場合は、80 点を上限とし、その得点を学修の評価の資料とする。

4　追試験に関してその他必要な事項は、試験の規定を準用する。

（再試験）

第 15 条　授業科目の判定が不合格であった者は、本人の申請により、所定の手続きを経て再試験を受験することができる。

2　再試験の合格者の評点は一律 60 点とする。

3　再試験に関してその他必要な事項は、試験の規定を準用する。

（不正行為に対する処置）

第 16 条　試験（レポートを含む）において不正行為のあった者は、当該学期に履修している科目の履修及び、受験資格を無効とし、学則第 42 条に定める懲戒の対象とする。

（規程の改廃）

第 17 条　この規程の改廃は、部局長等会議の意見を聴き学長が行う。ただし、学長は、改廃に当たり教授会の意見を聴くことができる。

附　則

1　この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

2　定期試験に関する規程は廃止する。

附　則

この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この規程は、平成 21 年 9 月 24 日から施行する。

附　則

この規程は、平成 21 年 9 月 24 日から施行する。

附　則

1　この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

2　この規程の施行前に在学する学生については、なお、従前の例による。

附　則

1　この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

2　この規程の施行前に在学する学生については、なお、従前の例による。

附　則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

1　この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

2　この規程の施行前に在学する学生については、なお、従前の例による。

附　則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

1　この規程は、令和 3 年 7 月 8 日から施行し、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。

2　この規程の適用前に在学する学生については、なお、従前の例による。

附　則

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

1　この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

2　この規程の適用前に在学する学生については、なお、従前の例による。

附　則

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 4 条関係）

授業形態	1 単位当たりの授業時間数	授業科目名
演習	15 時間	保育・教職実践演習（幼稚園） 情報 A
実習	30 時間	教育実習
	40 時間	保育実習Ⅰ（保育所） 保育実習Ⅰ（施設） 保育実習Ⅱ 保育実習Ⅲ
実技	30 時間	体育実技

【規程番号　神女短Ｖ－004】

不開講科目及び廃止科目に関する内規

この内規は神戸女子短期大学履修規程第５条第３項に基づき、不開講科目及び廃止科目に関する事項を定めるものとする。

１．（不開講科目）

① 受講生が５名（聴講生を除く）以下の科目は授業不開講を原則とする。授業不開講は、履修登録期間終了時（修正期間は含まない）に決定する。

② 必修科目（卒業科目・教職科目・資格科目）は不開講科目の対象から除く。また、各学科及び全学共通教育部で選定した科目において、教務委員会で審議し学長が承認した場合は、受講生数に関わらず不開講科目から除く。

③ 同一科目を複数クラス開講し、受講生が５名（聴講生を除く）以下のクラスがある場合は、合併し授業を開講することができる。

④ 不開講科目について特別の理由で復活する場合、あるいは特別の理由で不開講にする場合は、教務委員会で審議し学長が決定する。

２．（廃止科目）

① 連続４年間、受講生が５名以下の不開講科目は廃止科目とすることを原則とする。１年目の不開講科目決定を受けて、これを２年目以降の「学生便覧」に廃止予定科目として明記し、記載後不開講３年連続をもって廃止科目とする。
廃止は、その科目の教員と関係する教務委員とで協議、教務委員会で審議し学長が決定する。

② 廃止科目について特別の理由で復活する場合、あるいは特別の理由で廃止にする場合には教務委員会で審議し学長が決定する。

３．（改廃）

この内規の改廃は教務委員会の意見を聴き学長が行う。

４．（附則）

この内規は、令和２年４月１日から施行する。

【規程番号　神女短Ｖ－005】

他学科における授業科目の履修等に関する規程

（目的）

第１条　この規程は、神戸女子短期大学学則（以下「学則」という。）第 22 条の 5 の規定に基づき、本学の学生が他学科における授業科目を履修する場合の取扱いについて必要な事項を定める。

２　各学科の専門科目の中で、全学の学生が教養科目の単位として履修することができる科目については、別に定める。

（履修の許可）

第２条　本学が教育上有益であると認めた場合、学生は願い出て他学科において開設される授業を履修することができる。

（履修科目）

第３条　学生が他学科において履修することができる授業科目（以下「他学科連携科目」という。）は、教育上支障のない範囲内において当該学科の定めた授業科目とする。

（履修の手続）

第４条　他学科連携科目を履修しようとする者は、所定の手続きを経て履修の許可を得なければならない。

（単位の認定）

第５条　前条により履修した他学科連携科目は、学則第 24 条に定める卒業要件単位として認定することができる。

２　前項の規定にかかわらず、本学が必要と認める授業科目にあっては、自由科目として単位を認定し、卒業要件単位に含まないものとする。

（履修の取消）

第６条　他の学生に迷惑の及ぶ行為のあった場合、その他履修に支障があると判断した場合は、当該授業科目の履修を取り消すことがある。

（規程の改廃）

第７条　この規程の改廃は、部局長等会議の意見を聴き学長が行う。ただし、学長は、改廃に当たり教授会の意見を聴くことができる。

附　則

この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

神戸女子短期大学全学開放科目（オープン科目）受講についての細則

（定義）

第１条　各学科の専門科目の中で、全学の学生が教養科目の単位として履修することができる科目を全学開放科目（以下オープン科目）と呼ぶ。

２　オープン科目は、各学科によって決められた教養科目の卒業要件単位に含むことができる。

（目的）

第２条　オープン科目は、各学科の専門科目の中で、教養科目としてふさわしい科目を当該学科以外の学生に広く教養科目として履修できるようにするものとする。

（履修）

第３条　オープン科目は、年度ごとに科目を決定し、科目担当者が受講条件及び受講希望者多数の場合の選抜方法を決定するものとする。

２　オープン科目は当該学科の専門科目であり、当該学科学生の専門科目としての受講が優先される。他学科の学生は、当該学科受講生の人数、教室、設備など当初に指定された物理的条件に余裕のある限りで受講できるものとする。

３　当該学科の学生が教養科目として履修することはできない。

（履修の手続）

第４条　オープン科目の履修を希望する者は、所定の期日までに履修登録しなければならない。

２　オープン科目担当者に履修を許可された者には、教務課より連絡がある。

（改廃）

第５条　この細則の改廃は、部局長等会議の意見を聴き学長が行う。

附　則

この細則は、令和６年４月１日から施行する。

神戸女子短期大学科目等履修生及び聴講生に関する規程

（目的）

第１条　本学に、学修機会の拡大を図るため、科目等履修生制度及び聴講生制度を設ける。

（単位修得）

第２条　科目等履修生は、本学の授業科目を履修し、単位を修得しようとする者をいう。

２　聴講生は、本学の授業科目を聴講し、単位の修得を目的としない者をいう。

（許可）

第３条　本学の科目等履修生又は聴講生を希望する者は、本学の入学資格に基づいて書類審査及び面接等により選考し、本学の授業に差し支えのない範囲内において、部局長等会議の意見を聴き学長が許可する。ただし、学長は、許可に当たり教授会の意見を聴くことができる。

（履修・聴講）

第４条　履修又は聴講できる授業科目は実験科目及び実習科目を除くものとする。

ただし、本学の卒業生或いは資格取得を目的とする履修にあってはこの限りでない。また、履修できる単位数は年間 20 単位を超えない範囲とする。

（履修期間）

第５条　履修期間は原則として半期又は１年とする。ただし、必要がある場合は、所定の手続を経てこれを延長することができる。

（提出書類等）

第６条　本学の科目等履修生又は聴講生を希望する者は、次の書類に履修申込料（検定料）を添えて提出しなければならない。

(1) 願書（所定のもの）
(2) 最終学校の卒業証明書
(3) 最終学校の成績証明書
(4) 健康診断書
(5) その他本学が必要と認めた書類

（履修申込料）

第７条　履修申込料（検定料）は半期 10,000 円とする。ただし、行吉学園（附属高倉台幼稚園を除く。）の卒業生（以下「本学園の卒業生」という。）にあっては、半期 5,000 円とする。

（納入）

第８条　第３条の規定により履修を許可された者は、次の各号に定める登録料及び授業料を納入するものとする。

(1) 登録料は 30,000 円とし、１年間有効とする。ただし、本学園の卒業生にあっては、これを免除する。
(2) 授業料は、履修科目１単位につき 12,000 円とする。ただし、本学園の卒業生にあっては、１単位につき 8,000 円とする。
(3) 単位を必要としない聴講にあっては、授業料は、履修科目１単位につき 6,000 円とする。ただし、本学園の卒業生にあっては、１単位につき 4,000 円とする。

(4) 神戸女子大学に在籍する学生が、科目等履修生として科目を履修する場合、履修申込料（検定料）、登録料及び授業料は免除する。

（返還）

第９条　納入した履修申込料（検定料）、登録料及び授業料は、いかなる事由があってもこれを返還しない。

（科目等履修生証）

第 10 条　本学の科目等履修生として許可した者には、科目等履修生証を、また、聴講生として許可した者には聴講生証を交付する。

（許可取消）

第 11 条　次の各号の一に該当する場合は、履修又は聴講の許可を取消すことがある。

(1) 正当な理由なく出席しない場合

(2) 本学或いは他の学生に迷惑を及ぼす場合

（その他）

第 12 条　本学の科目等履修生に関するその他の事項は、本学学則を準用する。

（規程の改廃）

第13条　この規程の改廃は、教務委員会及び部局長等会議の意見を聴き、常任理事会の議を経て理事長が行う。ただし、理事長は、改廃に当たり教授会の意見を聴くことができる。

附　則

この規程は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この規程は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

1　この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行し、改正後の第３条の規定を除き平成 22 年 9 月 24 日から適用する。

2　前項の規定にかかわらず、専攻科の学生が在籍する間は、当該学生に対して、改正前の第３条、第７条及び第８条の規定を適用する。

附　則

この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

【規程番号　神女短Ｖ－008】

科目等履修生及び聴講生受入れに係る運営内規

本学の科目等履修生又は聴講生を希望する者がある場合、その出願及び選考に係る運営は、「神戸女子短期大学学則」（以下「学則」という。）及び「科目等履修生及び聴講生に関する規程」（以下「規程」という。）に基づき、この内規の定めるところによる。

1　履修の条件

(1) 学則及び規程の定めるところにより、履修又は聴講（以下「履修」という。）を認める授業科目及び単位数は次のとおりとする。

①授業に差し支えのない範囲内の授業科目の履修を認める。

②実験科目及び実習科目は対象としない。ただし、本学の卒業生あるいは資格取得を目的とする科目等履修にあってはこの限りでない。

③授業科目の履修は、年間 20 単位を超えない範囲において認める。

(2) 履修の時期は次のとおりとし、履修の期間は原則として半期又は１年とする。
ただし、希望により期間を延長することができる。

前期　　4 月 1 日から原則として 9 月 30 日まで

後期　　原則として 10 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで

2　出願の方法

(1) 本学の科目等履修生又は聴講生を希望する者は、科目等履修生募集要項により、出願資格等諸条件を予め周知するものとする。

(2) 本学の科目等履修生又は聴講生を希望する者は、指定期日までに、次の書類に履修申込料を添えて学長に提出するものとする。

①科目等履修生（聴講生）願書

②最終学校の卒業証明書

③最終学校の成績証明書

④健康診断書

⑤その他本学が必要と認めた書類

3　選考の方法

(1) 科目等履修生又は聴講生が履修を希望する授業科目の担当教員（以下「担当教員」という。）は、出願書類と本人との面接等により履修の可否について審査する。本審査により、科目等履修生を希望する場合であっても、単位認定を伴わない聴講生として受入れる場合がある。

(2) 担当教員は、前項の選考結果を教務委員会に提案する。

(3) 教務委員会は、提案された担当教員の選考結果について協議し、その結果を教授会に提案する。

(4) 学長は、提案された選考結果に基づき、受入れの可否について部局長等会議の意見を聴き決定する。ただし、学長は、決定に当たり教授会の意見を聴くことができる。

4　その他

(1) この内規は平成 18 年 4 月 1 日から適用する。

(2) 科目等履修生又は聴講生の出願及び選考の運営に関し必要な事項は、教務委員会及び部局長等会議の意見を聴き学長が決定する。ただし、学長は、決定に当たり教授会の意見を聴くことができる。

(3) 科目等履修生及び聴講生に関する事務は教務課で取り扱う。

5　内規の改廃

この内規の改廃は、部局長等会議の意見を聴き学長が行う。

附　則

この内規は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この内規は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

【規程番号　神女短Ｖ－009】

神戸女子短期大学転入学に関する規程

（目的）

第１条　この規程は、神戸女子短期大学学則（以下「学則」という。）第 12 条に基づき、転入学の取扱いに関し必要な事項を定める。

（入学資格）

第２条　他の短期大学（以下「出身大学」という。）に在籍する学生に本学への転入学を志願する者があった場合、欠員がある場合に限り、選考の上これを許可することができる。

２　前項にかかわらず、幼児教育学科への転入学は認められない。

（転入学の時期）

第３条　転入学の許可の時期は、学年の始めとする。

（出願手続）

第４条　転入学を志望する者は、次の各号に掲げる書類に学則第 28 条に定める検定料を添えて提出するものとする。

（1）転入学願書（所定様式）

（2）出身大学の成績証明書

（3）出身大学の在学（期間）証明書

（4）健康診断書

（5）その他本学が必要と認める書類

２　前項の書類は、転入学を希望する前年度の２月末日までに提出するものとする。

（選考）

第５条　転入学を志願した者の選考は、書類審査、学力試験、面接又はその他の方法により行う。

２　前項の選考方法については、別に定める。

（許可）

第６条　学長は、前条の選考結果に基づき、部局長等会議及び教授会の意見を聴き、転入学を許可することができる。

２　転入学を許可された者には、転入学許可書を交付する。

（既修得単位の取扱）

第７条　転入学を許可された者の出身大学において修得した授業科目及び単位数の取扱いは、教務委員会及び部局長等会議の意見を聴き学長が決定する。ただし、学長は、決定に当たり教授会の意見を聴くことができる。

（転入学年次並びに在学年限）

第８条　転入学を許可された者の転入学年次は、出身大学における在学期間及び前条による既修得単位を勘案した相当年次とし、部局長等会議の意見を聴き学長が決定する。ただし、学長は、決定に当たり教授会の意見を聴くことができる。

２　前項にかかわらず、食物栄養学科への転入学年次は、1 年次とする。ただし、栄養士法第２条第１項に規定する栄養士の養成施設からの転入学にあってはこの限りとしない。

3　転入学を許可された者の在学年限は、出身大学において既に在学した期間を含め学則第３条に定める年限とする。

（学則等の適用）

第９条　学則及びその他諸規則は、転入学した当該年次のものを適用する。

（規程の改廃）

第 10 条　この規程の改廃は、教務委員会及び部局長等会議の意見を聴き学長が行う。ただし、学長は、改廃に当たり教授会の意見を聴くことができる。

附　則

この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この規程は、平成 24 年 7 月 17 日から施行し、平成 24 年 4 月 1 日から適用する。

附　則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

【規程番号　神女短Ｖ－010】

神戸女子短期大学再入学に関する規程

（目的）

第１条　この規程は、神戸女子短期大学学則（以下「学則」という。）第 12 条に基づき、再入学の取扱いに関し必要な事項を定める。

（入学資格）

第２条　次の各号の一に該当する者が本学への再入学を志願した場合、欠員がある場合に限り、選考の上これを許可することができる。

(1) 学則第 13 条により本学を退学した者あるいは学則第 17 条第２号又は第３号により本学を除籍となった者で当該退学又は除籍の理由が解消している場合

(2) 本学を卒業し、他の学科へ入学を願い出た者

２　前項第１号の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する場合は、再入学を認めない。

(1) 学則第３条第２項に定める在学年限の超過により退学となった者

(2) 学則第 42 条第３項に定める懲戒により退学となった者

(3) 再入学した後、再び退学又は除籍となった者

（出願できる学科）

第３条　前条第１項第１号に該当する者が再入学を願い出ることのできる学科は、退学又は除籍時に在籍していた学科（以下「旧学科」という。）とする。ただし、改組等により旧学科が統合又は廃止されている場合は、本学がこれに相当すると認めた学科とする。

（再入学の時期）

第４条　再入学の許可の時期は、学年の始めとする。

（出願手続）

第５条　再入学を志望する者は、次の各号に掲げる書類に学則第 28 条に定める検定料を添えて提出するものとする。

(1) 再入学願書（所定様式）

(2) 成績証明書

(3) 健康診断書

(4) 第２条第１項第１号に該当する場合は、当該退学又は除籍の理由が解消したことを証明する書類又は説明書

(5) その他本学が必要と認める書類

２　前項の書類は、再入学を希望する前年度の２月末日までに提出するものとする。

（選考）

第６条　再入学を志願した者の選考は、書類審査、学力試験、面接又はその他の方法により行う。

２　前項の選考方法については、別に定める。

（許可）

第７条　学長は、前条の選考結果に基づき、部局長等会議及び教授会の意見を聴き、再入学を許可することができる。

2　再入学を許可された者には、再入学許可書を交付する。

（既修得単位の取扱）

第８条　再入学を許可された者の既に修得した授業科目及び単位数の取扱いは、教務委員会及び部局長等会議の意見を聴き学長が決定する。ただし、学長は、決定に当たり教授会の意見を聴くことができる。

（再入学年次並びに在学年限）

第９条　再入学を許可された者の再入学年次は、その入学資格に応じ次のとおりとし、部局長等会議の意見を聴き学長が決定する。ただし、学長は、決定に当たり教授会の意見を聴くことができる。

(1) 第２条第１項第１号に該当する者は、旧学科に在学した期間及び前条による既修得単位を勘案した相当年次とする。

(2) 第２条第１項第２号に該当する者は、１年次とする。

2　再入学を許可された者の在学年限は、その入学資格に応じ次のとおりとする。

(1) 第２条第１項第１号に該当する者は、旧学科に在学した期間を含め学則第３条に定める年限とする。

(2) 第２条第１項第２号に該当する者は、学則第３条に定める年限とする。

（学則等の適用）

第 10 条　学則及びその他諸規則は、再入学した当該年次のものを適用する。

（規程の改廃）

第 11 条　この規程の改廃は､教務委員会及び部局長等会議の意見を聴き学長が行う｡ただし､学長は､改廃に当たり教授会の意見を聴くことができる。

附　則

この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

【規程番号　神女短Ｖ－011】

神戸女子短期大学転科に関する規程

（目的）

第１条　この規程は、神戸女子短期大学学則（以下「学則」という。）第 17 条の２に基づき、転科の取扱いに関し必要な事項を定める。

（資格要件）

第２条　転科は、次に掲げる要件のすべてを満たす場合に限り、許可することができる。

(1) 転科を志望する相当な理由があると認められること。

(2) 転科を志望する学科（以下「志望学科」という。）の入学者と同等以上の学力を有し、志望学科における修学能力を有すると認められること。

(3) 志望学科に欠員があり、受入れが可能であると認められること。

２　前項にかかわらず、幼児教育学科への転科は認められない。また、過去に転科を許可された者が再び転科を志望することはできない。

（転科の時期）

第３条　転科の許可の時期は、学年の始めとする。

（出願手続）

第４条　転科を志望する者は、現に所属する学科（以下「所属学科」という。）の長の同意を得た上で、次の各号に掲げる書類を教務課に提出するものとする。

(1) 転科願書（別紙様式１）

(2) 成績証明書

(3) その他志望学科が必要と認める書類

２　前項の書類は、転科を希望する前年度の２月末日までに提出するものとする。

（選考）

第５条　転科を志望する者の選考は、書類審査、学力試験、面接又はその他の方法により、志望学科において行う。

２　前項の選考方法については、志望学科において定める。

（検定料）

第６条　転科の選考に係る検定料として、20,000 円を徴収する。

（許可）

第７条　志望学科の長は、第５条の選考結果を教授会に報告しなければならない。

２　学長は、前項の選考結果に基づき、部局長等会議の意見を聴き、転科を許可することができる。ただし、学長は、許可に当たり教授会の意見を聴くことができる。

３　転科を許可された者には、転科許可書（別紙様式２）を交付する。

（既修得単位の取扱）

第８条　転科を許可された者の既に修得した授業科目及び単位数の取扱いは、教務委員会及び部局長等会議の意見を聴き学長が決定する。ただし、学長は、決定に当たり教授会の意見を聴くことができる。

（転科年次並びに在学年限）

第９条　転科を許可された者の年次は、前条による既修得単位を勘案した相当年次とし、部局長等会議の意見を聴き学長が決定する。ただし、学長は、決定に当たり教授会の意見を聴くことができる。

２　前項にかかわらず、食物栄養学科への転科年次は、１年次とする。

３　転科を許可された者の在学年限は、既に在学した期間を含め学則第３条に定める年限とする。

（学則等の適用）

第 10 条　学則及びその他諸規則は、転科した当該年次のものを適用する。

（規程の改廃）

第 11 条　この規程の改廃は、教務委員会及び部局長等会議の意見を聴き学長が行う。ただし、学長は、改廃に当たり教授会の意見を聴くことができる。

附　則

この規程は、平成 21 年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、平成 27 年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、平成 31 年４月１日から施行する。

【規程番号　神女短Ｖ－012】

他大学との単位互換に関する規程

（目的）

第１条　この規程は、神戸女子短期大学学則（以下「学則」という。）第 22 条の２第１項に基づき、本学に在学する学生が、本学と単位互換に関する協定を結んでいる他の大学（以下「単位互換協定大学」という。）の授業科目を履修する場合の、本学内における取扱いに関して必要な事項を定める。

（単位数）

第２条　単位互換協定大学において履修できる単位数は、学則第 22 条の２第１項により 15 単位を超えないものとする。

（履修の許可）

第３条　単位互換協定大学における授業科目の履修を希望する学生は、学長の許可を得なければならない。学長は、部局長等会議の意見を聴き許可を行う。ただし、学長は、許可に当たり教授会の意見を聴くことができる。

２　前項に規定する履修の許可は単位認定を前提とし、教育上の有益性を考慮の上、単位互換協定大学の定める条件の範囲内で行うものとする。

（単位の認定等）

第４条　試験、成績評価及び単位の授与は、単位互換協定大学の定めるところによる。

２　単位互換協定大学で修得した単位は、第２条に従い、本学の単位として認定する。

（履修の許可及び認定単位の取消）

第５条　次の各号の一に該当する場合、単位互換協定大学と協議の上、授業科目の履修の許可及び認定した単位を取消す場合がある。

(1) 履修授業の同一時間帯等に、本学又は単位互換協定大学の他の授業科目を履修していた場合。

(2) 認定単位数の上限超過等の理由により、本学が当該授業科目を認定しない場合。

(3) その他、履修の許可及び単位認定の要件を満たしていなかった場合。

（成績の証明）

第６条　成績及び単位修得の証明等は、原則として本学が行う。

（単位互換協定大学での取扱）

第７条　単位互換協定大学での取扱いに関して必要な事項は、当該単位互換協定大学の定めるところによる。

（規程の改廃）

第８条　この規程の改廃は、教務委員会及び部局長等会議の意見を聴き学長が行う。ただし、学長は、改廃に当たり教授会の意見を聴くことができる。

附　則

１　この規程は、平成 21 年４月１日から施行する。

２　神戸女子大学との単位互換に関する規程は廃止する。

附　則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

【規程番号　神女短Ｖ－013】

神戸女子短期大学における単位互換生受入規程

（目的）

第１条　この規程は、神戸女子短期大学学則（以下「学則」という。）第 40 条の２に基づき、本学と単位互換に関する協定を結んでいる他の大学等の学生が本学における授業科目（以下「単位互換科目」という。）を履修する場合の、本学内における取扱いに関して必要な事項を定める。

（受入れ）

第２条　単位互換に関する協定に基づき、他の大学等に在学する学生が、単位互換科目の履修を希望するときは、教育上支障のない範囲内において、当該学生を受入れるものとする。

２　前項により受入れる学生は、本学内において開講する単位互換科目にあっては女子に限る。

（受入れ学生の身分）

第３条　前条により受入れる学生の身分は、単位互換生として取り扱う。

（受入れ期間）

第４条　受入れ期間は、当該単位互換科目の履修が継続する学期間とする。

（身分の消失）

第５条　当該学生が所属する大学（以下「所属大学」という。）において、休学、退学又は除籍等の学籍異動があった場合は、その異動日付をもって、単位互換生としての身分を失うものとする。

（単位互換科目）

第６条　履修できる単位互換科目は、別に定める。

２　単位互換科目の履修条件等は、本学の学生に準ずるほか別に定める。

（受入れ人数）

第７条　受入れ人数は単位互換科目毎に、別に定める。

（出願）

第８条　単位互換生として本学の単位互換科目の履修を希望し、所属大学の許可を得た者は、所定の期間内に、出願手続きを行わなければならない。

（選考）

第９条　前条の出願手続きを行った者に対して、必要に応じて選考を行うことがある。

（単位の認定等）

第 10 条　単位互換科目の試験、成績評価及び単位の授与は、本学の学生に準ずる。

２　本学において修得した単位互換科目の所属大学における単位の認定は、当該所属大学の定めるところによる。

（履修及び単位の取消）

第 11 条　次の各号の一に該当する場合、所属大学と協議の上、単位互換科目の履修の許可及び認定した単位を取消す場合がある。

(1) 履修授業の同一時間帯等に、本学又は所属大学の他の授業科目を履修していた場合。

(2) 所属大学の認定単位数の上限超過等の理由により、本学が当該単位互換科目を認定しない場合。

(3) その他、履修の許可及び単位認定の要件を満たしていなかった場合。

(成績の証明等)

第 12 条 成績及び単位修得の証明等は、原則として所属大学が行う。

(授業料等)

第 13 条 授業料の取扱いは以下のとおりとする。

(1) 授業料は徴収しない。

(2) 実習、実技等において特別にかかる費用については、実費を徴収することがある。

(規程の準用)

第 14 条 単位互換生には、この規程のほか、修業年限、卒業その他学籍異動、学位、資格及び授業料等に関する事項を除き、本学の学則及び規程等を準用する。

(所属大学内における取扱)

第 15 条 単位互換生の所属大学内における取扱いに関して必要な事項は、所属大学の定めるところによる。

(規程の改廃)

第 16 条 この規程の改廃は、教務委員会及び部局長等会議の意見を聴き学長が行う。ただし、学長は、改廃に当たり教授会の意見を聴くことができる。

附 則

1 この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

2 神戸女子短期大学における神戸女子単位互換生受入規程は廃止する。

附 則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

【規程番号　神女短Ｖ－014】

単位互換生受入れに係る運営内規

他の大学等との単位互換協定に基づき、当該大学（以下「単位互換協定大学」という。）に在学する学生が、本学における単位互換生を希望する場合、その受入れに係る運営は、「神戸女子短期大学学則」、「神戸女子短期大学における単位互換生受入規程」及びこの内規の定めるところによる。

1　履修の条件

(1) 履修することのできる授業科目（以下「単位互換科目」という。）及びその履修は次のとおりとする。

①　本学開設の教養科目等のうち、教育上支障のない範囲内の授業科目を単位互換科目とする。

②　単位互換科目は、各年度毎に定め、これを学生に提示する。

③　提示された単位互換科目のうち、本学の時間割に指定された開講時期、時間及び場所において受講可能な科目について履修を認める。

④　単位互換科目と他の授業科目の同一時間帯の履修は認めない。

(2) 履修の期間は、当該授業科目の履修が継続する学期間とする。

(3) 在学期間を通じて認定する単位数の上限は、単位互換協定大学の定めるところによる。

2　出願の方法

(1) 本学において単位互換生を希望する者は、単位互換に係る募集要項等により、出願資格等諸条件について予め周知するものとする。

(2) 本学において単位互換生を希望する者は、指定された出願期日までに、所定の出願書類により履修を願い出るものとする。

3　履修の許可

(1) 単位互換生の受入れに関し、学長はその審査を教務委員会に委託する。

(2) 教務委員会は、単位互換生の出願書類をもとに、単位互換科目における履修人数制限及びその他の条件により履修の可否について審査し、必要に応じて選考を行う。

(3) 前項の審査及び選考の結果は、単位互換生の履修登録手続に配慮し、出願期日から 10 日間の内に単位互換協定大学の長に通知する。

4　その他

(1) この内規は平成 21 年 4 月 1 日から適用する。

(2) 単位互換生の受入れに係る運営に関し必要な事項は、教務委員会及び部局長等会議の意見を聴き学長が決定する。ただし、学長は、決定に当たり教授会の意見を聴くことができる。

(3) 単位互換生に関する事務は教務課で取り扱う。

(4) 神戸女子単位互換生受入れに係る運営内規は廃止する。

5　内規の改廃

この内規の改廃は、部局長等会議の意見を聴き学長が行う。

附　則

この内規は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この内規は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

神戸女子短期大学入学前の既修得単位の認定に関する規程

（目的）

第１条　この規程は、神戸女子短期大学学則（以下「学則」という。）第 22 条の４に基づき、学生が本学に入学する前に修得した単位（以下「既修得単位」という。）の認定に関し必要な事項を定める。

（認定基準）

第２条　既修得単位の認定の基準は、次の各号による。

（1）本学に入学する前に短期大学又は大学等において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修により修得した単位を含む。）を対象とし、本学において開設されている授業科目及び単位として 15 単位を超えない範囲で認定する。

（2）単位の認定は、授業科目の名称にかかわらず、履修した授業科目の内容に応じて行う。

（3）修得した単位数が本学の授業科目の単位数に満たない場合は、授業科目及び単位の認定は行わない。

（申請手続）

第３条　既修得単位の認定を受けようとする者は、次の各号に掲げる書類を提出するものとする。

（1）既修得単位認定申請書（別紙様式 1）

（2）既修得単位に係る単位修得証明書

（3）既修得単位に係る授業科目の内容が記載されたシラバス又はこれに類するもの

２　前項の書類は、１年次前期の本学が指定する期日までに提出するものとする。

３　既修得単位の認定を受けようとする者は、申請した授業科目の単位が認定されるまでは、必要に応じ当該授業科目等を履修しなければならない。

（審査）

第４条　前条の申請書類に基づき、教務委員会は既修得単位の認定について審査する。審査にあたっては、当該授業科目の担当教員又は学科等の意見を聴取することができる。

（認定）

第５条　学長は、前条の審査結果に基づき、部局長等会議の意見を聴き、既修得単位を認定する。ただし、学長は、認定に当たり教授会の意見を聴くことができる。

２　既修得単位が認定された者には、既修得単位認定通知書（別紙様式 2）により結果を通知する。

（成績評価）

第６条　学則第 23 条の規定にかかわらず、認定された授業科目の成績評価は認定とし、「認」と表記する。

（履修指導）

第７条　既修得単位の認定を行ったときは、当該学生に対し、学習内容の豊富化が図られるよう、在学中の授業科目履修に関し適切な指導を行うものとする。

（規程の改廃）

第８条　この規程の改廃は、教務委員会及び部局長等会議の意見を聴き学長が行う。ただし、学長は、改廃に当たり教授会の意見を聴くことができる。

附　則

この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

（別紙様式１）

既修得単位認定申請書

年　　月　　日

神戸女子短期大学長　様

学科　　年　　クラス　　番

学籍番号（　　）

氏名　　㊞

入学前に修得した授業科目の単位を認定していただきたく、下記により申請いたします。

記

1　単位を修得した大学等の名称

2　単位を修得したときの身分（一方を○で囲む）

正規学生　　科目等履修生

3　在籍期間

年　月　日 ～　　年　月　日

4　認定を申請する授業科目及び単位

認定を受けようとする授業科目		入学前に他の大学等で修得した授業科目		
授業科目名	単位数	授業科目名	単位数	評価

〔添付書類〕1　単位修得証明書

2　授業科目の内容が記載されたシラバス等

（別紙様式２）

既修得単位認定通知書

学科　　年　　クラス　　番

学籍番号（　　）

氏　名

あなたの入学前に修得した授業科目について、本学学則第22条の4に基づき、下記のとおり認定します。

記

認定を受けようとする授業科目		入学前に他の大学等で修得した授業科目	
授業科目名	単位数	授業科目名	単位数
計		計	

なお、成績評価は「認」と表記する。

年　　月　　日

神戸女子短期大学

学長　　○○　　○○

神戸女子短期大学在学期間延長制度に関する規程

（目的）

第１条　神戸女子短期大学（以下「本学」という。）に、本学学則（以下「学則」という。）第 24 条に定める卒業の要件を満たす者が、引き続き在学することを希望する場合に、卒業を延期し、在学することを認める在学期間延長制度（シニアシステム）（以下「本制度」という。）を設ける。

２　この規程は、本制度に関し必要な事項を定める。

（適用要件）

第２条　本制度の適用は、次に掲げる全ての要件を満たす場合に限り許可することができる。

(1) 本制度の適用を希望する相当な理由があると認められること。

(2) 学則第 24 条に規定する卒業の要件を満たしていること。

(3) 引き続き在学することにより、在学期間が学則第 3 条に規定する年数を超えないこと。

(4) 本来卒業すべき年度の所定の期日までに、学納金を完納していること。

（延長期間）

第３条　前条の要件を満たす者が、本制度の適用を希望するときは、卒業時期を延期し、在学の延長を許可することができる。

２　前項の在学を延長することができる期間は、半年とする。

３　前項にかかわらず、在学の延長を許可された者が、引き続き本制度の適用を希望するときは、再び在学の延長を許可することができる。ただし、在学を延長することができる期間は、通算して１年を超えることができない。

（申請手続）

第４条　本制度の適用を希望する者は、本来卒業すべき年度の所定の期日までに、在学期間延長願（別紙様式１）を提出するものとする。

（審査）

第５条　本制度の適用を希望する者が所属する学科（以下「所属学科」という。）は、前条の申請書類に基づき、適用の可否について審査する。

（許可）

第６条　所属学科の長は、前条の審査結果を教授会に報告しなければならない。

２　学長は、前項の審査結果に基づき、部局長等会議の意見を聴き適用の可否を決定する。ただし、学長は、決定に当たり教授会の意見を聴くことができる。

３　前項により本制度の適用が認められた者であって、所定の期日までに第９条第１項に定める授業料等（授業料及び教育・施設充実費をいう。以下同じ。）を納入した者には、在学期間延長許可書（別紙様式２）を交付する。

（許可の取消）

第７条　本制度の適用が認められた者が事情の変更により、本来卒業すべき学期の終了日の卒業を希望する場合は、所定の期日までに在学期間延長取消願（別紙様式３）を提出した場合に限り、当該終了日での卒業を認めるものとする。

2　本制度の適用が認められた者が、延長期間に係る授業料等を所定の期日までに納入しなかった場合は、本制度の適用を取り消し、本来卒業すべき学期の終了日の卒業とする。

3　前二項の取扱いは、部局長等会議の意見を聴き学長が決定するものとする。ただし、学長は、決定に当たり教授会の意見を聴くことができる。

（授業科目の履修）

第８条　第６条により在学期間の延長を許可された者（以下「在学延長者」という。）は、授業科目を履修することができる。

2　在学延長者は、教育上有益と認められるときは、本学履修規程第５条第２項の規定にかかわらず、既に単位を修得した授業科目を再び履修することができる。

3　前項の再び履修することのできる授業科目は、聴講のみとし、単位の認定は行わない。

（納付金）

第９条　在学延長者の授業料等の額は、所定の金額の３分の１の相当額とする。

2　学外実習を履修する場合は、学則別表第 5 に定める実習費（学外実習費）を、別途納入するものとする。

3　既納の納付金は、原則として返付しない。

（卒業の時期）

第 10 条　在学延長者の卒業の時期は、延長後の在学期間が終了する学期の終わりとする。

（休学の取扱）

第 11 条　在学延長者の休学は認めない。

（規程の改廃）

第 12 条　この規程の改廃は、教務委員会及び部局長等会議の意見を聴き、常任理事会の議を経て理事長が行う。ただし、理事長は、改廃に当たり教授会の意見を聴くことができる。

附　則

この規程は、平成 24 年 10 月 1 日から施行する。

附　則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

（様式１）

在学期間延長願

神戸女子短期大学長
　　○○　○○　様

このたび、下記のとおり在学期間を延長したく、保証人連署の上願い出ます。

記

１．在学延長期間

半年　：　　年　　月　　日　～　　年　　月　　日

２．在学期間延長理由

＊　該当する理由にチェック☑してください。（複数回答可）

☐　就職活動目的

☐　資格取得目的

☐　その他（理由：　　）

年　　月　　日

＿＿＿＿学科＿＿年次＿＿クラス＿＿番（学籍№.　　）

本 人 氏 名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿㊞

（様式１）

在学期間延長を希望する理由（具体的に）

延長期間における学修計画（具体的に）

＊以下は記入しないでください。

担 任 所 見
担任氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿㊞

（様式２）

在学期間延長許可書

所　　属　　学科　　年次
氏　　名
学籍番号

上記の者の在学期間延長を下記のとおり許可する。

記

在学延長期間

年　　月　　日　～　　年　　月　　日

以上

年　　月　　日

神戸女子短期大学長

○○　　○○公印

（様式３）

在学期間延長取消願

神戸女子短期大学長
　　○○　○○　様

このたび、下記のとおり在学期間延長制度の適用を取消したく、
保証人連署の上願い出ます。

記

取消願出理由（具体的に記入してください。）

年　　月　　日

＿＿＿＿学科＿＿年次＿＿クラス＿＿番（学籍№.　　）

本 人 氏 名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿㊞

神戸女子短期大学校外実習履修資格についての細則

食物栄養学科（以下「学科」という。）において校外実習を履修しようとする者は、下記の条件を充たしていることを原則とする。

①健康状態が良好であること。
②給食計画実務論、調理学、給食運営管理実習Ⅰ、調理学実習Ⅰ、調理学実習Ⅱの各科目を修得済みであること。
③校外実習のための事前指導を受けていること。
④実習辞退勧告を受けていないこと。
⑤栄養実習費を指定期日までに納付していること。

特別な事情により上記条件を充たせない者については、学科で協議の上対処する。

この細則の改廃は、教務委員会及び部局長等会議の意見を聴き学長が行う。

附　則

この細則は、令和２年４月１日から施行する。

【規程番号　神女短Ｖ－018】

神戸女子短期大学保育実習履修資格についての細則

幼児教育学科（以下「学科」という。）において保育実習科目を履修しようとする者は、下記の条件を充たしていることを原則とする。

①心身の状況並びに学修態度において実習への準備が整っていること。
②保育士志望の意思が明確で、全ての保育実習を履修するという意思が強固なこと。
③保育士養成課程のうち、学科が定める専門科目を履修し、相当の成績を修めている、または、修める見込みのあること。
④保育実習のための学内説明会、実習施設（含む保育所）が行う事前指導、保育実習訪問担当教員による学内事前指導など、実習にかかわる全ての事前説明・指導を確実に受けていること。
⑤実習に関わる各種の提出物を、指定期日までに提出していること。
⑥実習辞退勧告を受けていないこと。
⑦保育実習費を指定期日までに納付していること。

特別な事情により上記条件を充たせない者については、学科で協議の上対処する。

この細則の改廃は、教務委員会及び部局長等会議の意見を聴き学長が行う。

附　則

この細則は、令和２年４月１日から施行する。